

高知市住宅耐震改修費等補助金交付事業

(住宅の耐震改修計画作成費・耐震改修工事費制度)



次の南海トラフ地震はマグニチュード 8 以上の規模で発生し、多くの建物に被害が及ぶ震度 5 強から 6 強という強い揺れが約 100 秒続くと想定されています。

高知市では地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、耐震改修工事を行う方に対して、耐震改修計画作成と耐震改修工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援します。

R 7.10

高知市

1. 事業の内容

高知市では地震に強い安全なまちづくりを進めるために、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された住宅の耐震改修工事を行う方に対して、耐震改修計画作成と耐震改修工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援します。

2. 対象となる住宅

○次の要件をすべて満たす、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅・長屋を含む）が対象となります。

事業区分	構造	補助要件
耐震改修 計画作成	木造 ＜在来工法 （軸組構法・ 伝統構法）、 枠組壁工法＞	1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること 2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県知事が別に認めたものであること 3 原則として引き続き当該耐震改修計画により耐震改修工事を行うものであること 4 耐震診断士が設計するものであること
	非木造 ＜鉄骨造、 鉄筋コンク リート造、鉄 骨造・鉄筋コ ンクリート 造・木造の混 構造＞	1 構造設計一級建築士等による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と診断された既存非木造住宅であること 2 耐震改修計画が構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたものであること 3 原則として引き続き当該耐震改修計画により耐震改修工事を行うものであること 4 構造設計一級建築士等が設計するものであること
耐震改修 工 事	木造	1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること 2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県知事が別に認めたものであること 3 耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行うものであること 4 現場確認耐震診断士等が工事の現場確認等を実施するものであること

	非木造	1 構造設計一級建築士等による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と診断された既存非木造住宅であること 2 耐震改修工事が構造設計一級建築士等により「安全性」を確認されたものであること 3 耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行うものであること 4 一級建築士又は二級建築士が工事の現場確認等を実施するものであること
--	-----	---

- ※ 住宅に明らかな法令違反のないこと（耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）
- ※ 過去に、この事業による補助を受けていない住宅であること
- ※ 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延べ床面積の 1/2 未満であること
- ※ 販売を目的としないもの
- ※ 丸太組構法、工業化住宅（プレハブ住宅等）、枠組壁工法（ハウスメーカー等が建築したもの）の住宅は対象外

3. 補助対象者

○次の要件をすべて満たす方が補助事業の申請者となることができます。

- ・対象となる住宅の所有者又は所有者の家族であること
- ・高知県税及び高知市税を滞納していないこと

4. 補助金額

○耐震改修計画作成費用

木造住宅・・・1 棟あたり 205,000 円まで

（共同住宅・長屋の場合で4戸以上は 410,000 円まで）

非木造住宅・・・1 棟あたり 300,000 円まで

（共同住宅・長屋の場合で4戸以上は 600,000 円まで）

- ※ 1,000 円未満の端数は切り捨て
- ※ 木造住宅は、高知県に登録された「登録設計事務所」が計画作成を行うことが条件となります。
- ※ 計画作成後、耐震改修工事を行うことが条件となります。

○耐震改修工事費用

1 棟あたり補助対象経費の8割で 1,000,000 円まで

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

(法人その他団体が申請する場合を除き、200,000 円を限度として加算)

※ 木造住宅は、高知県に登録された「登録工務店」が改修工事を施工し、高知県に登録された「耐震診断士」が耐震改修工事の現場確認等を行うことが条件となります。登録工務店及び耐震診断士の名簿は高知県住宅課のHPに掲載されています。高知市から印刷したものを郵送することも可能です。

※ 非木造住宅は、構造設計一級建築士等の有資格者が現場確認等を行うことが条件となります。

必ず高知市の補助事業認定を受けてから業者と契約してください！

5. 補助事業の流れ

① 補助事業認定申請書（第1号様式）に必要書類を添えて提出

○木造の耐震事業の場合

（耐震改修計画作成と耐震改修工事は同時に申請が必要です。）

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
- (2) 住宅の所有者や建築年等が分かる書類（建物の登記事項証明書や名寄帳）
- (3) 事業計画書（木造）
- (4) 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもので、作成した耐震診断士の氏名、登録番号のあるもの）
- (5) 耐震改修工事前の認定ソフトの精密診断法による耐震診断報告書（作成した耐震診断士の氏名、登録番号のあるもの）
- (6) 耐震改修工事後の認定ソフトの精密診断法による想定耐震診断報告書（作成した耐震診断士の氏名、登録番号のあるもの）
- (7) 耐震改修計画作成費見積内訳書
- (8) 耐震改修工事費見積内訳書
- (9) その他市長が必要と認める書類

※ 「高知市木造住宅耐震診断」を受けている場合は、診断結果報告書の写しを添付してください。その場合、上記(2)の住宅の所有者等がわかる書類は固定資産税課税明細書のコピーでもかまいません。なお、「高知市木造住宅耐震診断」を受けずに耐震事業の申請も可能です。

※ (1)(2)については、発行3ヶ月以内のものを添付してください。

○非木造の耐震事業の場合

【事業区分 耐震改修計画作成】

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
- (2) 住宅の所有者や建築年等が分かる書類（建物の登記事項証明書や名寄帳）
- (3) 事業計画書（非木造耐震改修計画作成）
- (4) 構造設計一級建築士等の資格証又は受講修了証のコピー
- (5) 現況の位置図、配置図、平面図等
- (6) 構造設計一級建築士等による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされたことを証する書類
- (7) 耐震改修計画作成費見積内訳書
- (8) その他市長が必要と認める書類

※(1)(2)については、発行3ヶ月以内のものを添付してください。

※ 耐震改修計画作成の交付決定後に改めて申請が必要となります。

【事業区分 耐震改修工事】

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
- (2) 住宅の所有者や建築年等が分かる書類（建物の登記事項証明書や名寄帳）
- (3) 事業計画書（非木造耐震改修工事）
- (4) 構造設計一級建築士等の資格証又は受講修了証のコピー
- (5) 耐震改修工事費見積内訳書
- (6) その他市長が必要と認める書類

※(1)(2)については、発行3ヶ月以内のものを添付してください。

② 補助事業認定通知書（第2号様式）を受け取ったら契約をして事業に着手

契約の前に補助金の代理受領制度について、業者と相談のうえ契約をしてください。

※ 代理受領制度とは、住宅の耐震改修において申請者が受け取る予定の補助金を、直接、高知市から業者に支払うものです。これにより申請者は実際の費用と補助金との差額（自己負担額のみ）を業者に支払うだけで耐震改修工事が可能となります。

※ 工事中に中間検査を実施することがあります。

※ 補助事業認定通知書を受けた日の翌日から起算して1年以内に補助金の交付申請を行ってください。

※ 事業の内容変更・中止（軽微な変更を除く。）をする場合には補助事業変更等承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受ける必要があります。

③ 事業が完了したら補助金交付申請書に必要書類を添えて提出

※ 代理受領をする場合は、耐震改修計画作成費領収書及び耐震改修工事費領収書の金額について、実績額と補助金交付申請額との差額(自己負担額)のものを提出してください。(自己負担額を超える額を業者に支払済みの場合は、代理受領はできません。)

○木造の耐震事業の場合（第4号様式）

- (1) 耐震改修工事後の耐震診断報告書（当該現場確認耐震診断士の氏名、登録番号のあるもの）
- (2) 竣工図（改修内容の記載されたもので、当該現場確認耐震診断士の氏名、登録番号のあるもの）
- (3) 写真（耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの）
- (4) 耐震改修工事と現場確認等の実施工程表（当該現場確認耐震診断士の氏名登録番号のあるもの）
- (5) 耐震改修計画作成費領収書のコピー
- (6) 重要事項説明書のコピー
- (7) 耐震改修工事請負契約書のコピー（申請者と請負業者の押印された契約書等）
- (8) 耐震改修工事費領収書のコピー
- (9) 代理受領確認書（別記）
- (10) その他市長が必要と認める書類

○非木造の耐震事業の場合（第4号の2様式）

【事業区分 耐震改修計画作成】

- (1) 耐震改修後の「安全性」を確認できることを証する書類
- (2) 改修内容の記載された位置図、配置図、平面図等（作成した構造設計一級建築士等の氏名、登録番号のあるもの）
- (3) 耐震改修計画作成請負契約書のコピー（申請者と請負業者の押印された契約書等）
- (4) 耐震改修計画作成費領収書のコピー
- (5) 代理受領確認書（別記）
- (6) その他市長が必要と認める書類

【事業区分 耐震改修工事】

- (1) 竣工図（当該現場確認をした構造設計一級建築士等の氏名、登録番号のあるもの）
- (2) 写真（耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの）
- (3) 耐震改修工事の実施工程表（当該現場確認をした構造設計一級建築士等の現場確認日、氏名、登録番号のあるもの）
- (4) 耐震改修工事請負契約書のコピー（申請者と請負業者の押印された契約書等）
- (5) 耐震改修工事費領収書のコピー
- (6) 代理受領確認書（別記）
- (7) その他市長が必要と認める書類

④ 補助金の交付決定

補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（第5号様式）の受取

⑤ 補助金の請求

代理受領をしない場合⇒申請者が請求・・・補助金交付請求書（第6号様式）

代理受領をする場合 ⇒委任された業者が請求

・・・補助金交付請求書（第7号様式）、請求及び受領に関する委任状（第8号様式）

6. 税制面での優遇措置について

※適用対象期間があります。

○所得税の特別控除について

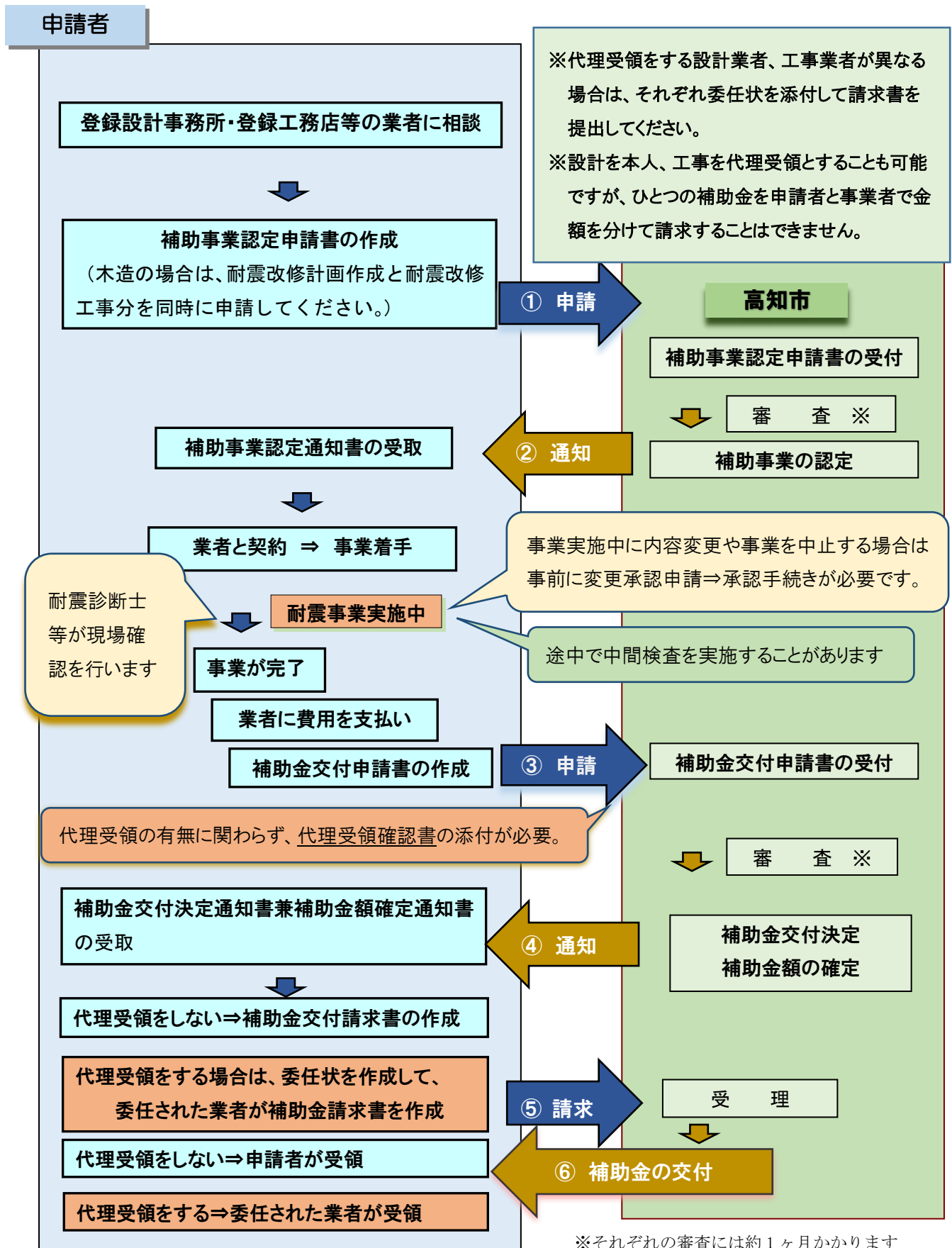
- ・補助事業にて、申請者ご自身が居住する住宅の耐震改修をされた場合、申請者の所得税の特別控除を受けることができます。

○固定資産税の減額について

- ・補助事業にて耐震改修をされた場合、改修された家屋の固定資産税の減額を受けることができます。

※これらの申請方法については、補助事業が完了した後、建築指導課よりご案内します。

住宅耐震事業に対する補助の流れ



※それぞれの審査には約1ヶ月かかります

※補助金の支払いは交付決定から約1ヶ月後です

住宅耐震事業 Q & A

Q	設計士や工務店を紹介して欲しいです。
A	高知市から特定の業者を紹介することはできませんが、高知県に登録された工務店等の名簿を送付することは可能です。インターネットで検索される場合は高知県住宅課のHPをご覧ください。 Q 高知県 耐震設計 耐震改修
Q	木造ですがハウスメーカーが建てた住宅は補助金の申請はできますか？
A	各メーカー独自の工法で建築されている木造住宅の場合はできません。メーカーにお問合せください。
Q	貸家も補助金の申請ができますか。
A	できます。申請者は建物の所有者（貸主）になります。
Q	建物2棟がくっついた形で建っています。補助金はどのようになりますか。
A	2棟の建物が別棟なのか一体なのかにより取り扱いが異なります。壁や柱が接合部分で共有している場合は一体となり補助金は1棟分となります。共有していない場合は別棟と判断され2棟分となりますが、写真や図面等を確認しての判断となりますので事前にお問合せください。
Q	S56.5以降に増築した部分がありますが、S56.5以前の部分と一緒に工事をすることはできますか？
A	一緒に工事をすることはできます。ただし、S56.6以降の増築部分は補助金の対象外となりますので、見積書はわけてご提出ください。
Q	屋根の改修のみの工事をしたいのですが補助金の申請はできますか？
A	改修後の上部構造評点の最小値が1.0以上であることが補助金の要件となっています。家全体を診断して補強していただく必要がありますので屋根のみの改修では難しいかと思われます。
Q	現在、物置として使用していますが、改修後に住宅として居住する場合も補助金の申請はできますか。
A	現状が物置の場合は補助金の申請はできません。ただし、以前物置であったものをリフォーム等して、現状住宅として使用している場合は申請できます。
Q	耐震改修をした証明書が欲しいです。
A	補助金が高知市から支払われた後、耐震改修証明書の申請書を申請者の方に送付します。必要事項を記入の上、建築指導課までご提出ください。後日、証明印を押印した証明書を送付いたします。
Q	国等が実施している耐震改修以外の補助金との併用はできますか。
A	耐震改修以外であればできます。耐震改修の補助金には国費・県費が充てられているため重複しての補助金利用はできません。利用の際は、それぞれの制度の窓口にお問合せください。

**お問合せ
お申込みは**

高知市役所都市建設部

建築指導課

〒780－8571 高知市本町5丁目1番45号 本庁舎5階

電話番号 (088) 823－9470

F A X (088) 823－9454

E-mail kc-171300@city.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>

